



まちづくり通信



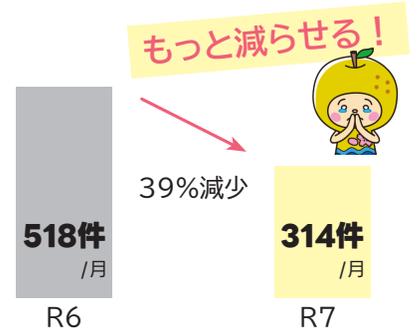
今回のテーマ

ごみ **正しく** 分別できてますか？

問合せ 防災環境課
☎0495-77-2124
FAX0495-77-3915

違反ごみ 314 件

これは正しくない排出方法でごみ収集所に排出されたごみ1か月の件数です(令和7年4月～12月の平均)。12月末時点で前年度比61%と大きな成果を出しましたが、314件という数字は見過ごすことは出来ません。収集所1か所につき1か月に2件の違反ごみが排出されていることとなります。



大半はスプレー缶!?

違反ごみの約58%はスプレー缶の不燃ごみへの混入です。4月から12月までになんと1,653件の違反がありました。スプレー缶が収集車の中で爆発し火災事故につながる事案も発生していて大変危険です。

ごみになったスプレー缶は資源ごみとして排出してください。神川地区は第1・3水曜日、神泉地区は第4火曜日に水色の収集カゴで回収しています。

意外と多い指定袋違反

スプレー缶混入の次に多いのが指定袋以外での排出(14%)です。可燃ごみ・不燃ごみのごみ袋は指定されていて、指定袋以外で排出しても収集出来ません。昨年秋に指定袋のデザインを変更し、6か国語で表記しています。また、これまでのものも使用できます。



違反例と正しい排出の方法

スプレー缶	資源ごみです。指定された日・収集所に水色のカゴに排出してください。
ライター	可燃ごみです。可燃ごみの袋に入れて排出してください。
電池類 (含小型充電式電池)	有害ごみです。年2回の有害ごみ収集の時に排出してください。スマホやタブレット、ハンディファン、加熱式タバコなどの小型充電式電池使用製品も有害ごみとして排出できます。
指定袋以外	可燃ごみ・不燃ごみは必ず指定袋をご利用ください。入りきらないものは粗大ごみです。リクエスト収集をご利用するか、小山川クリーンセンターに直接搬入してください。

違反ごみはどうなる？

違反ごみは収集されません。そのため違反ごみの袋が収集所に残り残されているのをよく見かけます。そしていつの間にかなくなっています。違反ごみを正しく分別し直しているのは誰でしょうか？役場や収集業者ではありません。地域の環境衛生推進委員さんや地区の役員さんなど、有志の方々です。間違った排出は地域の方々の負担になっています。誰もが気持ちよく過ごせるようにごみは正しく分別して排出しましょう。

古紙リサイクルステーションで資源をリサイクル！

神川町ゼロカーボンシティ宣言関連事業として令和6年7月から古紙リサイクルステーションを設置し、本庁舎と神泉総合支所で古紙の回収を行っています。時間は午前8時30分～午後5時15分まで、役場閉庁日の土日祝も排出出来ます。オープン以来たくさんの古紙が持ち込まれました。古紙のリサイクルにご協力ありがとうございます。

雑がみも回収しています

回収品目は新聞紙・雑誌・段ボール・紙パックそして「雑がみ」も集めています。段ボールや新聞紙をリサイクルいただく方は多いですが、何となく燃えるごみに思えてしまう雑がみも立派な資源です。雑がみは紙そのものに右の紙リサイクルマークが付いているものはもちろんのこと、チラシ・包装紙・コピー用紙・ラップの芯・お菓子の箱なども回収できます(カーボン紙・感熱紙・汚れが激しいものは回収できません)。ステーション内の水色のペタールボックスで回収しています。



紙リサイクルマーク

今回のテーマに関するご意見をお寄せください

「まちづくり通信」をお読みいただきありがとうございます。今回取り上げたテーマについて、町民の皆様様の率直なご意見をお寄せください。意見の送付方法は下記の通りです。

【締切】

3/31(火)

①「まちづくり提案箱」に投函

本面下部の用紙を切り取り、町が設置している「まちづくり提案箱」に投函してください。

設置場所 役場(本庁舎1階)/神泉総合支所/
中央公民館/ふれあいセンター

②「電子申請」を利用して投稿

2次元バーコードを読み取り「神川町電子申請・届出サービス」へアクセスしてください。



【まちづくり通信について】

月に1回の広報紙とは別にテーマを絞り込んだまちづくり通信を町民の皆様様に配布しています。広報では伝えきれない情報を伝え、毎号テーマごとに町民の皆様様の意見を募集し町政へ反映させることを目的としています。



<ご意見>

「かみかわまちづくり通信」

令和8年3月1日号

※お名前、年齢、性別についての記入は任意です。

お名前

年齢

性別

男・女

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....